

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

平成27年2月12日（木曜日）～平成27年3月13日（金曜日）

2 意見総数

1名 7件

3 提出方法別人数

- ① 郵送 0名
- ② メール 1名
- ③ FAX 0名
- ④ 持参 0名
- 計 1名

4 御意見の要旨と県の考え方

番号	頁	御意見の要旨	御意見に対する県の考え方
1	3	I-2-②-1中の「市町村CS」の言語定義が必要ではないか。	「市町村CS」とは、本人確認情報を記録し、既存住基システム、都道府県サーバ、他市町村CSとデータ交換を行う、市町村コミュニケーションサーバのことをいいます。 5ページの『(別添1)事務の内容』に、その旨記載しておりますが、3ページにも追記することとします。
2	3	I-2-②-1中の「地方公共団体情報システム機構」と「全国サーバ」が同一のものであることの言語定義が必要ではないか。	「全国サーバ」とは、住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により都道府県知事から指定情報処理機関に通知された全国民の本人確認情報を記録、保存するサーバのことをいいます。全国サーバは、同法第30条の10第1項の規定により本人確認情報を処理する機関として総務大臣の指定した唯一の指定情報処理機関である地方公共団体情報システム機構に設置されています。 5ページの『(別添1)事務の内容』に、その旨記載しておりますが、3ページにも追記することとします。
3	4	I-4-①-③において、宮崎県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づき本人確認情報を「提供・移転」とする必要があるが、「提供」のみで、「移転」する必要はないのではないか。	「提供」とは、特定個人情報の保護評価実施機関以外の者に供与することをいい、「移転」とは、評価実施機関内において特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供することをいいます。 住民基本台帳法第30条の8第2項の規定に

			より宮崎県の他部署からの検索要求があった都度、「移転」する必要があります。
4	1 1	Ⅲ－２－リスク 3において、対象者以外の情報の入手を防ぐためのリスク対策として、どのような対策を行うか、管理責任者と操作者の役割分担など、具体的に記載した手順書が必要ではないか。	市町村から通知される対象者の真正性の担保は、市町村側の確認に委ねられているため、市町村における審査が厳格なものであるよう、これからも市町村に対し助言してまいります。
5	1 1	Ⅲ－２－リスク 4において、地方公共団体情報システム機構が作成・配布する専用のアプリケーションを用いることにより、特定個人情報の入手の際の漏えい・紛失に努めるとあるが、アプリケーションの操作は最リスク要件のプロセスと考えられる。	住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用しており、指定情報処理機関である地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御専用回線で構築されていることから、地方公共団体情報システム機構が作成・配布する専用のアプリケーションの操作に当たって、リスクは生じないと考えております。
6	1 1	Ⅲ－２－リスク 4において、データの安全保護対策、不正防止アクセスの防止策として、最新の認証技術や暗号化技術を採用してデータの破壊、改ざん等を防止するとあるが、最近、SSLサーバ証明書を悪用し、正規のウェブサイトを騙るフィッシング詐欺被害が増えているので注意を要する。	住民基本台帳ネットワークは専用回線を利用しており、指定情報処理機関である地方公共団体情報システム機構が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御専用回線で構築されていることから、リスクは生じないと考えております。
7	1 3	Ⅲ－４において、委託先機関には、I SMS認証取得した組織体制であることや、内部監査・外部監査等を受ける体制が確立されていることが求められる。セキュリティ対策には「十分である」はないのではないか。	特定個人情報保護評価書（案）では、リスクへの対策について最高の「特に力を入れている」、中位の「十分である」、そして「課題が残されている」の3つの中から選択することとなっており、本県は「十分である」と評価したところです。 内部監査・外部監査を受ける体制は確立されているところですが、セキュリティ対策に対する脅威は日々変化しておりますので、今後とも十分に注意しながらセキュリティの保持に努めてまいります。